

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

①地域の概要・立地

湖東3町は、八郎湖の東に位置する五城目町、八郎潟町、井川町の3町で構成される地域である。

【五城目町】

五城目町は、東経140度02分49秒から140度18分35秒、北緯39度49分28秒から40度00分37秒にまたがり、秋田県の中央部、南秋田郡の東部に位置し、北は山本郡三種町、東は北秋田郡上小阿仁村、南は井川町と秋田市、西は八郎潟町に隣接しており、本町の総面積は214.92km²(21,494ha)で、東西の長さ22km、南北19km、県都秋田市まで30kmと比較的近距离にあり、その経済圏内にある。

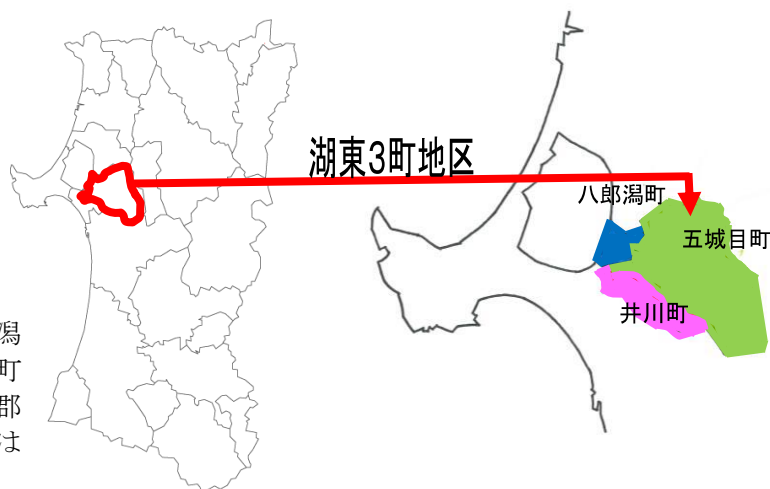
また、木材工業都市の能代市まで約35km、観光地男鹿市まで約38kmの距離にある。

【八郎潟町】

八郎潟町は、東経140度04分36秒、北緯39度56分48秒(地点：八郎潟町役場)にあり、秋田県の県都秋田市の北に位置している。東西6.34km、南北5.92km、面積は17.00km²で県内で一番小さな町である。

東は五城目町、西は八郎湖承水路を隔てて干拓事業により誕生した大潟村、南は馬場目川をはさんで五城目町大川と、北は高岳山系の稜線で山本郡三種町と接しており、町のほとんどは開けた平野である。

また、大きな河川はなく五城目町との境界に2級河川の馬場目川が流れている。



【井川町】

井川町は秋田県のほぼ中央にあり、東西14km、南北4kmと細長く総面積は47.95km²である。町の中心部は東経140度5分4秒、北緯39度54分43秒に位置し、県都秋田市へは約25kmの近距离にある。隣接行政区との関係では、北は五城目町、南は潟上市(旧飯田川町・昭和町)と境し、東南の一部は秋田市、西は八郎湖に面している。

②湖東3町商工会が受け持つ行政区

湖東3町商工会は平成17年4月に五城目町商工会、八郎潟町商工会、井川町商工会の3商工会の合併により設立したが、3町行政で構成していた法定合併協議会が廃止となったことで、3町行政がそれぞれ存続することとなり、五城目町、八郎潟町、井川町という3つの行政区を管轄範囲とする県内では例のない商工会として活動している。

事務所は五城目町のための1拠点であるが、職員の巡回により八郎潟町、井川町も含めた3町全体を網羅し、小規模事業者支援を展開している。

③地域の災害リスク

■五城目町

(洪水)

五城目町を東西に貫く馬場目川が標高 1,037m の馬場目岳に源を発し、市街地で富津内川・内川川と合流し、合計路 77.5km にわたってゆるやかに流れ下流農地の基幹かんがい用水となって八郎潟干拓調整池に注いでいる。馬場目川水系の年間降水量は 1,600 mm 程度であり、秋田県の中では比較的降水量の少ない地域である。地域的にみると、馬場目川本川上流地域では 2,000 mm 程度で多雨であり、中流地域では度々、大雨、洪水等による災害も発生している。近年では令和 5 年 7 月の豪雨により、馬場目川、内川川が氾濫したほか、死者 1 名の人的被害、半壊 345 棟、床上浸水 67 棟、床下浸水 196 棟の計 608 棟の住宅被害が発生した。さらに、3,495 戸が断水し、自衛隊や海上保安庁に給水支援を要請するなど、住民生活に多大な影響を及ぼした。

□想定される大雨の頻度と雨量

河川名	想定した 48 時間雨量	想定した大雨の頻度
馬場目川水系 (馬場目川、富津内川、内川川)	457 mm	1000 年に 1 回程度

□浸水想定区域等

河川名	該当する地域	浸水時の想定最大水深
馬場目川水系 (馬場目川、富津内川、内川川)	馬場目川流域全域	3m 以上 5m 未満

洪水による浸水区域は、町中心部にも及ぶため、浸水被害が発生する事業者が多く発生すると想定される。

(土砂・雪害・風害)

五城目町のハザードマップによると、山間部では土石流、地滑り、崖崩れ等の土砂災害が発生する恐れがあるエリアが存在するが、事業所の立地はなく管内小規模事業者への被害はないと想定される。

また、雪害については過去において豪雪により家屋への被害等や道路除雪も追いつかず交通機能は完全に麻痺し、町民の生活に多大な影響を及ぼした。このことから 100 cm を超える積雪により地区内の小規模事業者の一部が被害を受けることが想定される。(平成 18 年豪雪被害 家屋等 30 件、公共施設 14 件、農業生産施設等 25 棟、油漏れ事故 7 件)

風害については平成 3 年 9 月 28 日の台風 19 号の通過により、住家、非住家合わせて 611 棟余りに被害が出たことから、(全世帯の約 15%) 被害が想定される小規模事業者は約 50 社と推定される。

(地震)

五城目町地域防災計画では想定する地震として、県が調査した、27 パターンの地震を想定し、天長 7 年(西暦 830 年)に本町を含んだ直下で発生したと思われる天長地震(M=7.2)が現代生活の冬 2 時に発生することを想定した被害想定としている。また、五城目町での最大震度は 6(強)を想定し以下の被害を想定している。

□五城目町の被害想定

項 目	被害想定等
1. マグニチュード	7.2
2. 最大震度	6 強
3. 地盤の液状化	起こる可能性が高い 沈下量 0.1～0.3m未満
4. 斜面の崩壊危険度	危険度が高い
5. 宅地造成地の崩壊危険度	倒壊する家屋がでる可能性がある
6. 津波	なし
7. 建物被害予測	全壊 2,069 棟 半壊 2,089 棟
8. 火災被害予想	炎上出火件数 4 件 焼失棟数 174 棟
9. 人的被害の予測	死者 107 人 負傷者 514 人 (うち重傷者 119 人)
10. 橋梁被害予測	中小被害 (一部亀裂・コンクリートの剥離) 程度、崩壊・倒壊はなし
11. 道路 (道路幅 13m未満) 閉塞被害予測	全道路延長約 260km の内約 20% の 50km が閉塞する
12. 津波により浸水する道路被害	なし
13. 鉄道・空港被害	考えていない
14. 上水道被害	被害箇所 180 箇所 断水人口 6,584 人
15. 下水道被害	被害延長 6,498m (約 11%) 支障人口 681 人
16. 都市ガス被害	なし
17. LP ガス被害	供給支障人口 937 人 (約 9%)
18. 電力被害	停電世帯数 3,753 世帯 (約 83%)
19. 通信 (固定電話・インターネット) の被害	不通回線数 534 回線
20. 通信 (携帯電話) の被害	不通率 A (=非常につながりにくい=停電率、不通回線率の少なくとも一方が 50%を超える状況)

□ その他の被害

項 目	被害想定等
①ブロック塀の倒壊（箇所）	本町分は不明
②屋外落下物の予測（棟数）	本町分は不明
③河川堤防の被害（被害延長）	ほぼ無しと考える。
④ダム・ため池の被害（箇所数）	◆耐震ランク a：破壊による災害発生の危険性が高い 4 箇所程度 ◆耐震ランク b：破壊による災害発生の危険性がやや高い 6 箇所程度 ◆耐震ランク c：破壊による災害発生の危険性が低い 15 箇所程度
⑤重要施設の使用性について	旧消防署が使用性ランク A であるが、H27 年 11 月に移転改築済みであり問題ない。他は全て使用性ランク C（＝使用可能である）である。
⑥危険物を取り扱う施設の被害	なし
⑦要配慮者の被害予測	要配慮者の死者 6 名
⑧孤立集落の発生	2 集落（杉沢・合地）
⑨エレベーター閉じ込め	エレベーターの震度に応じた不動作率 2.2 %（震度 6 強）と、町内設置台数より、ほぼ無しと考える。
⑩震災廃棄物の発生	廃棄物量 280,873 t
⑪生活機能等支障（避難者数）	発生 1 日後 4,262 人 4 日後 4,466 人 1 ヶ月後 3,588 人
⑫物資不足量の予測	発生後 4 日が最大で 1 日当たり以下の量が必要 ◆食糧需要量 16,076 食分 ◆粉ミルク 5,910 g ◆飲料水需要量 20 トン
⑫医療機能支障	県内 8 つに分けた医療圏を超えた広域の対応が必要。
⑬住機能支障	必要となる応急仮設住宅数 1,038 棟
⑭清掃・衛生機能支障	必要となる仮設トイレ数 50 基 避難所のゴミ発生量 1 日あたり約 3 t
⑮近隣原子力施設が被災した場合の景況	想定が難しいが、全ての原子力関係施設からは 100 km 以上離れているので、特に問題としない。

⑩その他の機能支障

◆ライフライン（特に電力）が長期停止した場合、在宅医療を受けている人や在宅慢性透析患者は、生命維持が困難になるおそれがある。

◆役場庁舎が大きな被害をうけた場合には機能不全に陥り、住民安否確認が不可能、自治体としての意思決定が不可能、救援物資確保、避難所への搬送に必要な情報集約、集落に取り残された住民の救援要請等が不可能。

◆道路や港湾等の被災による輸送道路の途絶等の支障や、製油所・油層所の被災によりガソリン等の燃料不足により、県や市町村に物資が集まっても、各避難所に物資が届けられない可能性がある。

◆広範囲に被災して避難所が多くなると、避難所のスペースや応急仮設住宅が不足する。また、避難所生活が長期化すると、食事、着替え、入浴、トイレ、その他プライバシーに関わる事項について、ストレスが多くなる。

□五城目町の復旧日数の想定

項 目	復旧日数
①上水道	復旧日数 20 日
②下水道	復旧日数 26 日
③L P ガス	復旧日数 5 日
④電力	復旧日数 7 日
⑤通信	復旧日数 7 日

□津波の被害について

従来、五城目町陸地への到達はなかったが、「津波防災地域づくりに関する法律（略称：津波法）」による再検証の結果、平成 28 年 3 月に大川地区飛地（通称：地先）の 0.7 k m²が津波浸水想定区域（最大 1.0～2.0m）に指定されている。現場はすべて農地で、人家はないものの農地・道路については被害が発生する想定がある。

（感染症）

新型インフルエンザは、10 年から 40 年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、五城目町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

■八郎潟町

八郎潟町で起こりうる具体的な自然災害としては、日本海沖で発生する大規模地震・津波、特別 警報レベルの大雨及び大規模な土砂災害、特別警報レベルの大雪等が想定されている。

（過去の主な災害）

過去の地震による人的被害は確認されていないが、昭和 58 年 5 月 26 日発生の日本海中部地震（M7.7）（本町震度 5）では、上水道配水管破損が 5 件、農地被害が 2 ヲ所発生している。また、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）では八郎潟町は震度 4 であったが、電気事業者の計画停電により全町が一斉断水している。

台風や梅雨前線の影響等による大雨被害については、大雨警報が発令されながらも、幸いにも河川堤防の決壊による大規模被害や民家等を直撃する土砂災害は発生していない。しかしながら、馬場目川河川増水に伴い内水の排水機能が失われ、低い土地では近年毎年のように床下浸水や、時には床上浸水がみられるようになっている。

(八郎潟町に被害を及ぼすと想定される災害)

①地震

秋田県は平成 25 年 8 月に「秋田県地震被害想定調査」を公表し、全 27 パターンの地震をもとに震度分布を予測、影響を受ける人口の多い震源域について震度分布を作成した。このうち、陸域・海域の別、単独・連動の別、秋田県内に与える影響を考慮して 8 パターンの震度分布図を示している。それらの想定地震に対する被害想定は次のとおり。特に天長地震が発生した場合は、全壊・半壊併せて全県規模では 32.2%の建物被害が生じ、人的には 2.3%の人が死亡又は負傷するという想定となっている。

なお、(日本海) 海域三連動による地震において、秋田県が平成 28 年 3 月に公表した津波防災地域づくりに関する法律に基づき設定した津波浸水想定域によると、八郎潟調整池に入り込んだ津波は、本町の南西側の一部農地及び湖岸堤防内側に最高 1 mの津波が到達するとされている。また、津波は河川を遡上するので、河川堤防の内側では警戒が必要となる。

		能代 断層帯	花輪東 断層帯	天長地震	北由利 断層	秋田仙北 地震	横手盆地 真昼山地 連動	海域 A	海域 A+B+C 連動
マグニチュード		7.1	7.0	7.2	7.3	7.3	8.1	7.9	8.7
最大震度		7	7	7	7	7	7	6 弱	7
最大震度の市町村		能代市 三種町	鹿角市	秋田市 潟上市	秋田市 由 利 本 荘 市	大仙市 横手市	横手市 湯沢市 大仙市 仙北市 美郷町 羽後町	能代市 男鹿市 潟上市 三種町 八峰町 井川町 大潟村	男鹿市 三種町
建 物 被 害	構築物存在棟数	66,974 棟	25,868 棟	173,712 棟	225,538 棟	139,638 棟	234,770 棟	131,468 棟	42,180 棟
	全壊棟数（全県）	16,870 棟	1,111 棟	26,619 棟	30,007 棟	23,783 棟	72,594 棟	8,512 棟	60,741 棟
	全壊率①	22.4%	3.8%	11.7%	12.2%	12.5%	28.4%	2.8%	27.1%
	半壊棟数（全県）	18,799 棟	2,782 棟	43,005 棟	48,578 棟	40,809 棟	62,000 棟	6,028 棟	82,241 棟
	半壊率	23.2%	10.2%	20.5%	19.7%	7.1%	23.6%	3.8%	53.7%
	焼失棟数（全県）	34 棟	2 棟	71 棟	62 棟	478 棟	1,034 棟	4 棟	144 棟
人 的 被 害	死者数（全県）	895 人	58 人	1,329 人	1,573 人	1,323 人	4,524 人	79 人	12,606 人
	死亡率③	1.1%	0.2%	0.3%	0.4%	0.6%	1.5%	0.0%	3.5%
	負傷者数（全県）	4,491 人	504 人	8,505 人	9,898 人	8,195 人	18,183 人	922 人	14,332 人
	負傷者率④	5.1%	1.5%	2.0%	2.3%	3.1%	5.6%	0.5%	5.0%
避 難 者 数	4 日後（全県）	39,572 人	7,280 人	136,420 人	147,918 人	94,657 人	152,464 人	41,687 人	190,562 人
	避難者率⑤	40.7%	18.8%	31.2%	31.3%	27.2%	37.9%	13.0%	40.1%

②風水害

近年、地球温暖化の影響等により時間当たりの雨量が 50mm を上回る豪雨が全国的に増加するなど、雨の降り方が局地化、集中化、激甚化している。本町でも、台風や梅雨前線等の影響により、これまでにない洪水や土砂災害等の発生が懸念されている。

ア. 河川洪水

本町には、隣町との境界に県 2 級河川の馬場目川が流れ、八郎潟調整池に注ぎ込んでいる。

近年、上流から運ばれてきた大量の土砂が川底に堆積し、河川水位が年々高くなってきている。河川堤防の決壊や水が堤防を乗り越えてきたことはないが、大雨時には土砂堆積による河川水位の上昇スピードが速まってきており、内水雨水が河川に排出されず、床上・床下浸水の頻度が高まってきている。

近年では、1 時間当たり 20mm を超える雨量が数時間続いた場合に、内水排水機能が失われたことがある。

イ．土砂災害

本町北東の高岳山南麓には集落があり、土砂災害危険区域等に指定されている地域がある。

梅雨期や台風により、小規模ではあるが土砂災害が発生した事実もある。長時間豪雨が続いた場合、住宅が建ち並ぶ集落への土砂流入の危険性が極めて高く、大規模災害につながる懸念がある。

③アオコ発生

高温少雨や八郎湖水質の影響等により、夏季に八郎湖で発生するアオコが本町の浄水場施設に入り込む場合がある。

オゾン処理と生物活性炭処理を兼ね備えた高度浄水処理施設を有しているが、経験をしていない大量のアオコ流入により、機械設備の正常な稼働に支障を来すことが懸念されている。

④感染症

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的大流行により、八郎潟町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

■井川町

(洪水)

町の中央部を流れる井川は、源を出羽丘陵に発して本町の平坦部を東から西に貫流し途中町内の小河川を集合しながら町域を南北に二分して八郎潟残存湖に注ぎ、流域に平坦で肥沃な耕地を展開している。

地形は、八郎湖周辺の低地と丘陵地域（標高ほぼ200m以下）、山地（標高ほぼ200m以上）に分けられ、八郎湖周辺低地から東方内陸部に向かうにしたがい順次高度を増し、平地及び緩傾斜地が80%を占めている。

過去には平成5年8月22日、大雨による井川（寺沢地区）の洪水、平成25年9月16日には台風18号による寺沢・街道地区町内各地で水害により、床上浸水3棟、床下浸水7棟、道路被害11箇所、河川被害10箇所と93,508千円の被害総額となった。

□大雨・洪水警報基準（出典：井川町地域防災計画）

	雨 量 基 準
井 川 町	平坦地：1時間雨量50mm 平坦地以外：1時間雨量60mm

洪水による被害が指定される地区は井川町災害ハザードマップによると、小今戸、新屋敷、田中、街道の一部が0mから0.5m未満と想定され、行政施設や小規模事業者が点在することから、少なからず被害が出るのが想定される。

赤沢、施田、寺沢地区の一部も同様の浸水が想定されているが、小規模事業者がいないことから大きな被害は想定されない。

(土砂災害)

急傾斜地崩壊危険箇所（区域）数は令和4年度現在、自然斜面13箇所、人口斜面1箇所がありそれぞれ指定区域に指定されている。

県河川砂防課による本町の土石流危険渓流は令和4年度現在、1箇所が指定されているが、現在までに土石流による大きな災害は発生していない。

(地震)

井川町に関する地震では、下記の 2 つのモデルを想定している。

□海域 A + B + C 連動モデル

学術的に秋田県沖の日本海に発生が予想されている地震に、専門的な知見を総合的に勘案して、秋田県が独自に影響が出る海洋型の地震モデルとして設定した。

震度 6 強以上は秋田市より北の沿岸部など平野部で広範囲に渡って分布する。県域では震度 6 弱以上となり、井川町は、震度 6 強の推定となっている。

約 350 棟の建物が全壊し、死者が 15 人に達するものとされた。火災による焼失棟数はないが、液状化の範囲が広いことから、被害量は広範囲に渡り、日本海中部地震による被害を大きく上回る可能性が高い。

津波による被害は、船越の水門から井川に 0.3m～1m 未満の遡上が想定される。

□天長地震モデル

歴史上 830 年に秋田県北部を震源とするマグニチュード 7.0～7.5 と推定されている地震の学術的な知見をもとに、秋田市に最大影響をもたらす地震として設定した。

震度 6 以上の地域は秋田市を中心にして、秋田平野の各市町村（当町含む。）に分布する。県の南東部の一部を除き、震度 5 以上となり、井川町は震度 6 強の推定となっている。

こちらは約 880 棟の建物が全壊し、死者が 50 人以上に達するものとされた。

火災による焼失棟数も 2 棟あり、被害量は広範囲に渡り、日本海中部地震より被害を大きく上回る可能性が高い。特にライフライン施設等の被害が相当量発生するものと予想される。

□海域 A + B + C 連動モデルにおける人的・物的被害想定結果（出典：井川町地域防災計画より）

	木造		焼失棟数	負傷者数		ライフライン被害		避難者数 4 日後
	全壊棟数	半壊棟数		死者数	重症	上水道断水人口	電力停電世帯数	
井川町	353	591	0	15	107	2,479	1,369	1,411

□天長地震モデルにおける人的・物的被害想定結果（出典：井川町地域防災計画より）

	木造		焼失棟数	負傷者数		ライフライン被害		避難者数 4 日後
	全壊棟数	半壊棟数		死者数	重症	上水道断水人口	電力停電世帯数	
井川町	879	966	2	51	242	3,566	1,932	2,284

(感染症)

新型インフルエンザは、10 年から 40 年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、井川町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況(基幹システム：商工業者集計表)

■五城目町

・商工業者数 304事業所

建設業	製造業	卸・小売業	サービス業	その他
60名	51名	70名	95名	28名

・小規模事業者数 277事業所

建設業	製造業	卸・小売業	サービス業	その他
60名	44名	62名	88名	23名

※各業種とも町内に広く分散している。

■八郎潟町

・商工業者数 207事業所

建設業	製造業	卸・小売業	サービス業	その他
44名	15名	62名	68名	18名

・小規模事業者数 186事業所

建設業	製造業	卸・小売業	サービス業	その他
42名	10名	55名	63名	16名

※各業種とも町内に広く分散している。

■井川町

・商工業者数 133事業所

建設業	製造業	卸・小売業	サービス業	その他
45名	15名	25名	35名	13名

・小規模事業者数 113事業所

建設業	製造業	卸・小売業	サービス業	その他
42名	11名	17名	31名	12名

※各業種とも町内に広く分散している。

(3) これまでの取組

1) 五城目町の取組

①五城目町地域防災計画の策定

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、五城目町防災会議（以下「防災会議」という。）が作成する計画であって、五城目町における災害等に関し、予防、応急及び復旧・復興等の対策を実施するために、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関等が行なうべき事務及び業務の大綱を定め、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、町域、町民及び滞在者等の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的として策定している。

また、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重要視し、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめるため策定している。

町及び防災関係機関並びに町民は、いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害及び経済被害を軽減するための備えを、より一層充実させる必要から、その実践を積極的かつ計画的に推進す

るための町民運動を展開して、防災力の向上を図るために取り組んでいる。

②五城目町総合防災訓練の実施

五城目町では、「県民防災の日」などに合わせ、年に1回、町民参加による総合防災訓練を実施している。

災害時の住民の避難所までの避難訓練、町職員・施設管理者・住民による避難所開設運営訓練など住民を主体にした訓練であり、避難所開設運営訓練、炊き出し訓練、災害ボランティアセンター開設運営訓練、緊急避難訓練なども行っている。

また、「防災行政無線」も訓練に使用され、避難開始の放送をしたほか、全町に対して「県民防災の日」などの広報を実施、日ごろの備えと防災意識の高揚について広く啓発している。

「防災行政無線」の各支局(全町に設置したコンクリート柱にスピーカーを設置したもの)では、支局ごとに周辺へ放送が可能な「拡声器機能」や、役場へ電話ができる「専用電話機能」についてもテストを行い、大規模災害に備えている。

これらの訓練結果については事後検討を行い、問題点・課題等の把握に努め、次年度の訓練に反映し、必要に応じて体制の改善を図っている。

③防災に関する情報提供

ハザードマップをはじめとした各防災情報については、広報のほか、五城目町ホームページにおいて防災コンテンツ内の各防災のテキストリンクにより、ワンストップで防災情報を得られる様に機能を持たせている。

④五城目町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

五城目町では、政府行動計画及び県行動計画を踏まえ、「五城目町新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下「町行動計画」という。)を作成した。町行動計画は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する措置等を示しており、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示している。

2) 八郎潟町の取組

①八郎潟町地域防災計画の策定

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づく八郎潟町地域防災計画のうち、一般災害対策に係る総合的な計画であって、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がその有する全機能を有効に発揮して、八郎潟町の地域における防災対策を実施することにより、町民の生命、身体及び財産を保護することを目的としている。

また、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人名が失われなことを最重視し、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせる災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめるため策定している。

この計画は八郎潟町の現状に適合した具体的な防災活動計画としての性格をもつものであり、八郎潟町の災害活動は全てこの計画を基本として有機的に運営するための指針となっている。

②防災に関する情報提供

ハザードマップをはじめとした各防災情報については、広報のほか、八郎潟町ホームページ内において災害防災情報により、ワンストップで防災情報を得られる様に機能を持たせている。

③八郎潟町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号。以下「法」という。)第三

十七条において準用する法第二十六条の規定に基づき、八郎潟町新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めることを目的としている。

3) 井川町の取組

①井川町地域防災計画の策定

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づく井川町地域防災計画（一般災害対策編、震災対策編、資料編で構成）のうち、一般災害対策に係る総合的な計画である。

この計画は、井川町の地域における災害の未然防止、被害の軽減及び被害者の救護、並びに、災害復旧等の諸施策を効果的に推進するため、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の防災関係機関が持つ全機能を有効に発揮して、井川町の地域における防災対策を実施することにより、町の地域並びに町民及び滞在者の生命、身体及び財産を保護することを目的としている。

また、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、人的被害や経済被害を軽減する様々な対策を組み合わせることで災害に備え、その対策を積極的かつ計画的に推進するために展開するための指針である。

②防災に関する情報提供

ハザードマップをはじめとした各防災情報については、広報のほか、井川町ホームページにおいて防災コンテンツ内の各防災のテキストリンクにより、ワンストップで防災情報を得られる様に機能を持たせている。

③井川町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「法」という。）第 37 条において準用する法第 26 条の規定に基づき、井川町新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的としている。

4) 湖東 3 町商工会の取組

①事業者 B C P に関する施策等の周知及び計画策定支援

巡回指導等により国、県による B C P に関連する施策の周知を行いながら、計画の必要性を訴え、自然災害や感染症が発生した場合の事業継続について考える機会を与え、危機意識の醸成を図っている。

また、事業継続計画の必要性を感じた事業者に対しては、県連合会から提供された様式に基づいた計画の策定支援を行いつつ、損保会社の支援ツールの提供なども行っている。

B C P 策定が難しい事業所については、「いつ」、「誰が」、「何をするか」を時系列で整理した行動計画である業種別タイムラインの策定も推進している。

② B C P 策定セミナー及び個別相談会の開催

支援者側の B C P に関する知識及び、支援スキルの向上に向けた、支援者向け B C P 策定セミナーを開催するとともに、防災士等の資格取得の奨励、組織内研修の実施等を行っている。

また、そのスキルを発揮して計画策定を支援していくために、事業者向けの B C P 策定セミナーも開催し、支援対象者の掘り起こしを行うとともに、希望する対象者には、より具体的な策定について県連の専門家を活用した個別相談会も開催し、確実な策定へつなげている。

近年、地区内で洪水災害が頻発していることから、事業者の意識が高まっており、B C P 策定セミナーの開催は計画策定支援に順調に結びついているといえる。

③リスクの簡易診断の実施及び損害保険への加入促進

小規模事業者に対する火災や地震など財産のリスクをはじめとして、経営、休業、自動車、賠償責任、業務災害など6つのリスクに備える16種の損害保険等について「リスクチェックシート」を用いて簡易診断を実施し、顕在化するリスクの掘り起しと提案を行い、全国商工会連合会、秋田県商工会連合会、秋田県火災共済（協）等と連携した普及・加入促進を行っている。

④感染症対策としての指導体制等の見直し

県産業政策課や県連合会の指示に基づき、相談体制の見直し、オンラインの活用等、感染症の流行発生時にも支援能力を落とすことなく支援できる体制の構築を行っている。

会議や研修については必要性を十分に考慮し、WEBシステムを活用したオンライン形式も導入して実施している。

⑤災害用備蓄品

懐中電灯、LEDライト、ブルーシート、乾電池、非常用石油ストーブ、チャッカマン、石油、木炭、コンロ、工具類、ゴミ袋などを防災用品として準備している。

II 課題

湖東3町地区内における小規模事業者の防災・減災対策への支援課題は次のとおりである。

①事業者BCP策定への意識浸透が不十分

事業者BCPの策定は、大地震などの自然災害、感染症のまん延、事故、突発的な経営環境の変化などの不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順などを示すもので、被災時における早期の事業再開を可能とするものであり、小規模事業者にとっても重要な取組であるが、実際に洪水等の被害に遭って初めてその重要性に気付くことが多く、当地域でもまだまだ策定に関する意識の浸透が不十分である。

近年、集中豪雨等による洪水被害が多発しており、策定を進めている事業者が増えている一方、策定に係る手間やノウハウは依然として小規模事業者のハードルとなっている。

②策定支援者のスキル習得は進んでいるものの支援が進んでいない

策定支援者である商工会職員のBCP策定スキルは年々向上しているが、事業者の意識啓発とリンクしておらず、策定支援は限定的である。

③策定ツールの普及

国をはじめ関係機関等から事業者BCPの策定ガイドラインやフォーム等が提供されているが、小規模事業者にとっては①の理由により、策定が進まないことから、簡易的フォームをはじめとした小規模事業者向けのBCP策定ツールをさらに普及させる必要がある。

④行政との連携体制を構築するスキームがない

現状では、3町と商工会がそれぞれの防災計画やBCP計画に従い対策を行うこととなっており、それぞれが連携して対応するスキームが構築されていない。

⑤感染症対策に対する油断

感染症対策は一定の安定を見せている状況であり、地区内小規模事業者には油断とともれる意識の脆弱さが見えていることから、改めて予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えたマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知することなどが必要である。

Ⅲ 目標

河川氾濫や地震等の自然災害、火災等の事故、経済活動に大きな影響を与える感染症の蔓延など、緊急事態の発生リスクに備え、予防、減災、早期復旧への対策について、商工会が3町と事業者の橋渡し役となり、管内小規模事業者の経済活動を機能不全に陥らせないことを目標として事業継続力強化のため、次の取組を行う。

①管内小規模事業者へのBCP策定支援の強化

災害や感染症等、事業継続に対するリスクを認識させ、他の支援メニューと抱き合わせながら動機付けを行い、「いつ起こるか分からない事態」への対応について、専門家や損保会社等とも連携することで、小規模事業者のBCP策定支援をさらに強化する。

②被害の把握と報告体制の整備

発災時において、まずは自身の命を守る行動を優先させ、安全を確認したうえで、小規模事業者の被害の把握と関係各所への報告を円滑に行うため、商工会の災害対応管理システムを活用するとともに、3町への報告体制も構築する。

③速やかな応急・復旧支援を行うための連携体制の確立

発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また、域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに秋田県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和8年4月1日～令和13年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

湖東3町商工会と、五城目町、八郎潟町、井川町（以下：3町）の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

3町の地域防災計画や、五城目町新型インフルエンザ等対策行動計画、八郎潟町、井川町新型インフルエンザ等対策本部条例に基づき、本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

①ハザードマップ等による周知

巡回経営指導時に、ハザードマップやBCP予備診断票（リスクチェックシート）を用いながら、立地場所における自然災害等のリスクおよびその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。

②広報等による事業者の意識啓発活動

会報や町広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。

③事業者BCP等の策定支援

小規模事業者に対し事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導および助言を行うほか、BCP策定が困難な事業者に対してはタイムライン防災（事前対応計画）策定の支援を行う。

④事業継続に対する支援

また、事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

⑤感染症に対する情報入手と周知

新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。

⑥感染症に対する拡大防止策の周知等

新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。

⑦新しい生活様式に対応した支援策等の提供

事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

⑧サイバー攻撃に対する周知

サイバー攻撃による事業継続へのリスク及び事前対策について周知し、対策ソフトの導入等事業者の円滑な対策実施について支援する。

2) 湖東3町商工会自身の事業継続計画の作成

当会は、令和2年度に事業継続計画を作成、必要に応じて随時更新している。

3) 関係団体等との連携

秋田県商工会連合会や、秋田県火災共済協同組合に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対

象とした普及啓発セミナーや損害保険等の紹介等を実施する。

感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。

また、関係機関への普及啓発ポスターの掲示を依頼する。

4) フォローアップ

3町の小規模事業者の事業者BCP等取組状況を整理・確認し、商工会と3町で事業継続力強化に向けた支援施策や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

商工会は3町が実施する総合防災訓練に参加し、訓練に合わせ、3町との情報伝達ルートの確認等を行う。

<2. 発生後の対策>

自然災害等の発災時には、自らの命を守る行動を第一とし、次の手順により被害状況の把握及び関係機関との情報共有を行い、連携して対策を進める。

1) 応急対策の実施可否の確認

発災後1時間以内に職員の安否報告を行う。（災害対応管理システムまたはSNS等を利用した安否確認・被害状況の把握、関係機関等への報告）

また、感染症については、国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事務所内の消毒、職員の手洗い・うがい等を徹底する。

感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が発令された場合は、3町各町における感染症対策本部設置に基づき、感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

発災後、安全が確認でき次第速やかに各職員が勤務場所に参集し、町内商工業者の被災状況の把握に努め、3町本部及び県連合会に被害状況を報告、それぞれの指示に基づき応急対策の方針を決定する。

①被害規模の目安は以下を想定

被害規模	被害の状況
大規模な被害がある	◆地区内10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ◆地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。 ◆被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	◆地区内1%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ◆地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	◆目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

②本計画により、商工会と3町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

期 間	情報共有する間隔
被災後～1週間以内	1日に4回共有する
2週間以内	1日に2回共有する
1カ月以内	1日に1回共有する
1カ月超	2日に1回共有する

また、感染症に係る応急対応として、3町で取りまとめた新型インフルエンザ等対策行動計画や、新型インフルエンザ等対策本部による決定事項を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

災害発生時に、地区内の小規模事業者の被害状況を把握し、迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。

二次被害を防止するため、被災地活動を行うことについて決める。

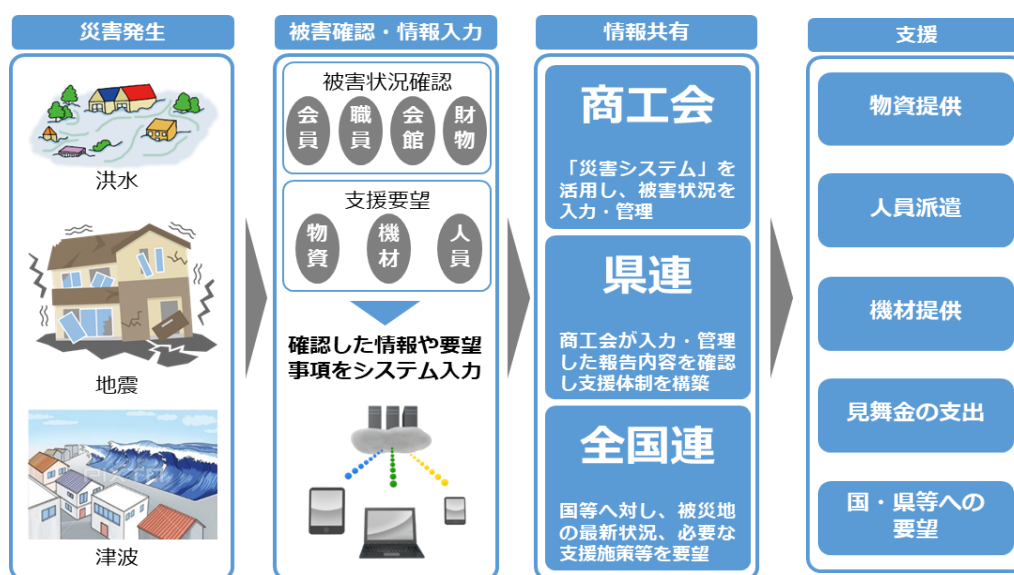
商工会と3町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。

商工会と3町が共有した情報を、秋田県の指定する方法にて秋田県へ報告する。

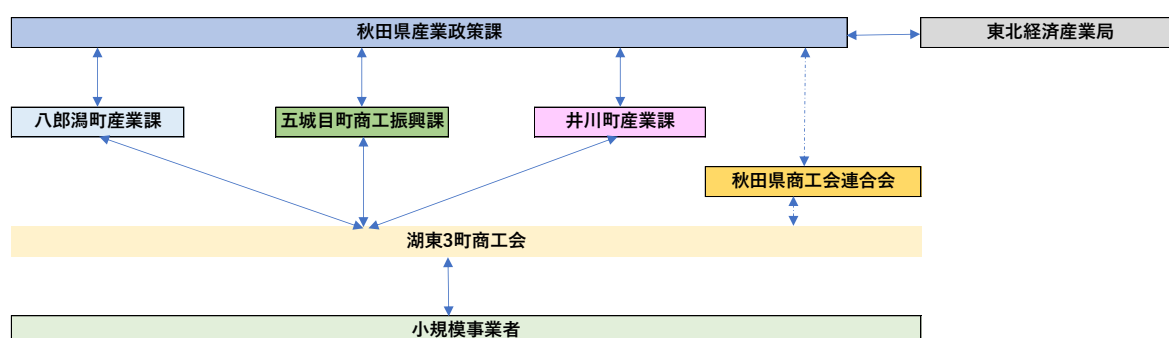
1) 指示命令系統・連絡体系図

- ①商工会災害対応管理システムに被害状況を入力することで、速やかに商工会組織全体で被災情報等の共有を図り、迅速な被災地支援を目指す。
- ②自然災害発生時等に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令に関する体制図は以下のとおり。
- ③感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、商工会と3町が共有した情報を秋田県の指定する方法にて秋田県へ報告する。

①一図 商工会災害システムの活用方法



②－図 指揮命令・連絡体制図



2) 二次災害の防止

被災地域で活動を行うことについては、二次災害防止の観点から3町の災害対策本部の指示に基づき、商工会の活動方針を決定する。

3) 被害の確認方法・被害額の算定方法

商工会災害対応管理システムを活用し、被害にあっている事業者の人的、物的被害及び被害額について迅速に把握するように努める。※①－図参照

4) 共有した情報の県等への報告方法

商工会と3町で共有した情報については、秋田県の指定する方法により各町から秋田県へ報告するものとする。また商工会は県連合会へも報告することとする。

<4. 緊急対策時の地域内小規模事業者に対する支援>

1) 相談窓口の開設

商工会は3町と協議のうえ、安全性が確認された場合において相談窓口を開設する。
また、国・県から要請を受けた場合は特別相談窓口を設置する。

2) 地区内小規模事業者等の被害状況の確認について

発災時の時間経過とともに必要とされる調査等を円滑に実施することとする。

①時間経過とともに必要となる被害調査等

段階	時間経過	被害調査の内容	確認の方法
1	発災直後 ～2日程度	安否・人的被害の確認調査 (生存・行方不明・負傷者)	役職員を対象にLINE、Eメール、携帯電話
		大まかな被害の確認調査 (職員参集可否・居住地周辺被害状況)	役職員、被災区域の事業者を中心として携帯電話等による聞き取り
2	安全確認後 ～7日程度	直接被害の確認調査	管内小規模事業者を対象に巡回訪問による聞き取り等
		間接被害の大まかな確認調査 (再開可否、商品原材料調達状況、風評等)	
3	発災3日後 ～14日程度	経営課題の把握調査 (事業再開、資金繰り、保険請求手続き等)	管内小規模事業者を対象に巡回訪問・窓口相談による聞き取り
		間接被害の確認調査 (売上減、経費増、風評被害等)	

3) 被災事業者施策の周知について

緊急時に有効な被災事業者施策（国・県・町等の施策）について、巡回訪問をはじめとして、会報、ホームページ、Facebook等により地区内小規模事業者等へ周知する。

4) 感染症発生の場合について

感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

<5. 地域内小規模事業者に対する復興支援>

秋田県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。

被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を秋田県等に相談する。

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに秋田県へ報告する。

(別表2)

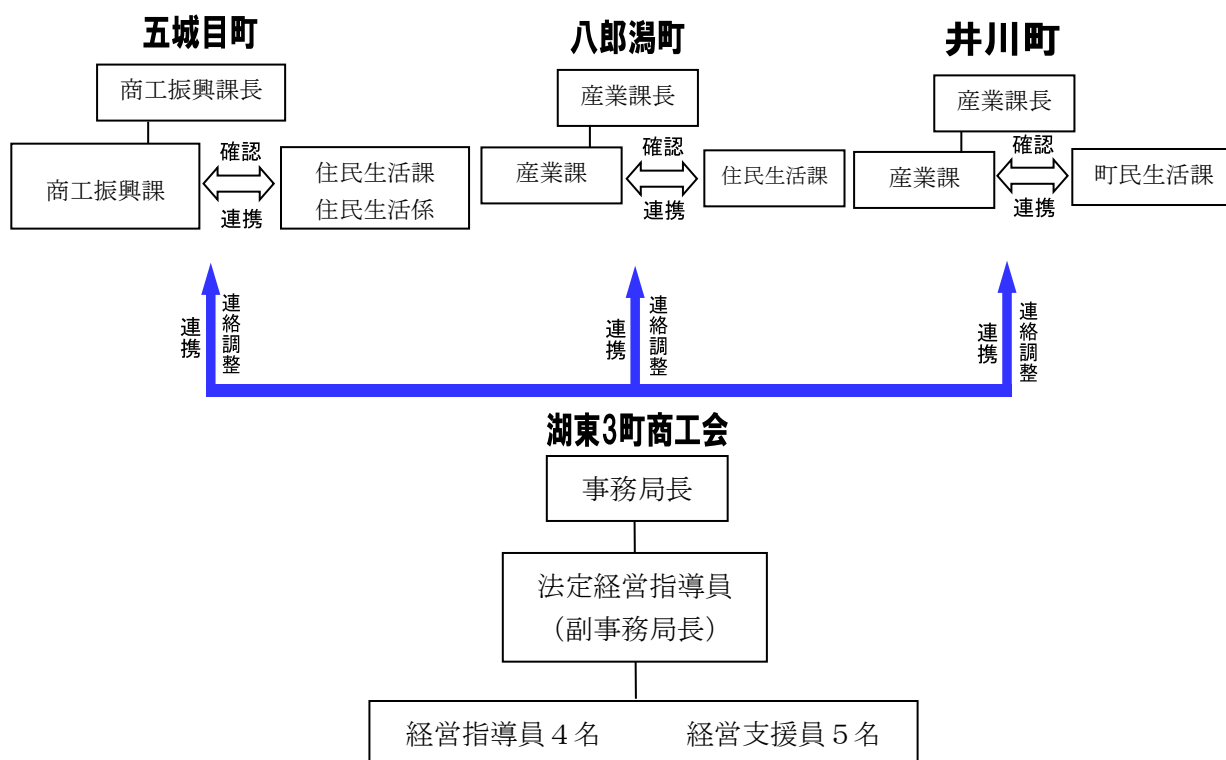
事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(R 7 年 4 月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)

①実施体制図



② 3 町及び商工会が共同で事業を実施するための体制

湖東 3 町事業継続力強化支援協議会 (事業の企画立案・評価・見直し機関)	
【構 成 員】	○五城目町：商工振興課長 ○八郎潟町：産業課長 ○井 川 町：産業課長 ○商 工 会：法定経営指導員
【外 部 有 識 者】	○専門家、連携する損保会社等 ※必要に応じて招聘する。

(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先
(湖東3町商工会)

■氏 名 佐々木 隆太

■連絡先 後述(3)①参照

②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度 等)

本計画の実行について企画及び管理を行う。

具体的には、セミナーの開催やチラシ等を通じてBCP策定の重要性を周知するとともに、専門
家派遣等を活用したBCP計画の策定支援を行う。

また、職員への指導及び助言を行い、より精度の高い策定支援を円滑に進めるほか、支援状況の
進捗を管理し、フォローアップを行いながら確実な目標達成につなげる。

年1回、事業の評価を行い3町と共有する。必要に応じて協議会を開催し、改善点等について協
議する。

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

湖東3町商工会

〒018-1725 秋田県南秋田郡五城目町西磯ノ目1丁目3番地-1

TEL 018-852-3460 FAX 018-852-3495

E-mail kotou3@skr-akita.or.jp

②関係市町村

五城目町 商工振興課

〒018-1792 秋田県南秋田郡五城目町西磯ノ目1丁目1-1

TEL 018-852-5222 FAX 018-852-5369

E-mail syoko@town.gojome.lg.jp

八郎潟町 産業課

〒018-1692 秋田県南秋田郡八郎潟町字大道80番地

TEL 018-875-5803 FAX 018-875-5950

E-mail sangyou@town.hachirogata.lg.jp

井川町 産業課

〒018-1596 秋田県南秋田郡井川町北川尻字海老沢樋ノ口78-1

TEL 018-874-4418 FAX 018-874-2600

E-mail sangyou@town.akita-ikawa.lg.jp

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに秋田県へ報告する。

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
必要な資金の額	510	510	510	510	510
1. セミナー開催費 ・講師謝金、旅費等	130	130	130	130	130
2. 専門家派遣費 ・専門家謝金、旅費等	80	80	80	80	80
3. 普及啓発費 ・パンフ等作成費等	150	150	150	150	150
4. 感染症対策費 ・マスク、消毒液等備蓄	50	50	50	50	50
5. 防災対策費 ・非常用備品購入等	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、五城目町・八郎潟町・井川町補助金、秋田県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等